

平成26年第10回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成26年12月26日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 諸般の報告
第 3 報告第 6号 平成26年度定期監査報告（第2次）について
第 4 議案第59号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
第 5 議案第60号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
第 6 議案第61号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
第 7 議案第62号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例
第 8 議案第63号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 9 議案第64号 平成26年豪雨災害による農地災害復旧事業の施行について
第10 議案第65号 留萌地域電算共同化推進協議会の設置について
第11 議案第66号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）
第12 議案第67号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第13 議案第68号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
第14 議案第69号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○追加日程

- 第 1 議案第70号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第11号）
第15 発議第10号 議員の派遣について
第16 発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○出席議員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 村 田 定 人 君	8番 阿 部 和 也 君

9番 松原浩一君
11番 室田憲作君

10番 熊谷俊幸君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒井久晃君
副町長	江良貢君
教育長	山口芳徳君
教育委員会委員長	森弘子君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	高見忠芳君
会計管理者	今野睦子君
総務課長	井上顕君
総務課長補佐	酒井峰高君
総務課主幹	丹羽浩二君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
総務課職員係長	棟方富輝君
総務課管理係長	敦賀哲也君
総務課広報係長	木村謙彦君
総務課企画係長	熊谷裕治君
総務課推進係長	金子伸二君
電算共同化係長	三浦義之君
準備室係長	葛西健二君
財務課長	水上常男君
財務課財政係長	水島明彦君
町民課長	飯作昌巳君
町民課主幹	熊木良美君
町民課主幹	更科滋子君
福祉課長	奥山洋美君
福祉課長補佐	門間憲一君
福祉課主幹	藤井延佳君
福祉課係長	金丸貴典君
福祉課係長	村上達君
福祉課係長	安宅正夫君
建設水道課長	

建設水道課主幹	吉田吉信君
建設水道課主幹	石川隆一君
建設水道課主幹	笹浪満君
建設水道課主幹	三上敏文君
建設水道課主幹	竹内雅彦君
建設水道係主幹	山川恵生君
建設水道係主幹	小笠原聡君
土木係主幹	鈴木繁君
産業課主幹	渡辺博樹君
産業課農政係長	佐々木慎也君
産業課	大平良治君
商工労働係長	
天売支所長	木村和美君
焼尻支所長	高橋伸君
学校管理課長	春日井征輝君
学校管理課主幹	宮崎寧大君
学校管理課主幹	
兼学校給食	湊正子君
センター所長	
社会教育課長	杉澤敏隆君
兼公民館長	杉永原裕己君
社会教育課補佐	大西将樹君
社会教育係長	大今村裕之君
社会教育係長	井上顕君
農業委員	
選挙管理員	
事務局局長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤岡典行君
総務係長	清水聡志君
書記	逢坂信吾君

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

3番 小寺光一君 4番 寺沢孝毅君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第6号

○議長（室田憲作君） 日程第3、報告第6号 平成26年度定期監査報告（第2次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成26年度定期監査報告（第2次）について、内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告をいたします。

1ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象であります。熊谷監査委員とともに平成26年10月21日から10月30日までのうち8日間にわたり、社会教育課ほか、ごらんの対象機関を実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果であります。財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告をさせていただきます。2ページをお開き願います。最初に、福祉課について申し上げます。(1)、社会福祉状況、①、福祉タクシー利用状況であります。障がいの程度に応じましてハイヤーの乗車券を該当者に年間24枚、12枚を交付しているものでありますが、26年度9月末現在の総交付枚数は2,112枚で、うち総利用枚数は663枚となっております。

次に、②の児童手当支給状況では、25年度及び26年度9月末までの受給者数等をあらわしたものでございます。

③の保育所入所状況であります。10月1日現在の園児在籍数は前年同期に比較し11人減少し、合計で23人となっております。

3ページをお開き願います。④の地域福祉基金状況から⑥、福祉バス利用状況につきましては、説明を省略させていただきます。

⑦の老人クラブ等助成金交付状況では、前年同期に比較し、団体数は9団体で増減はありませんが、会員数は17人減少し、247人となっております。交付決定額は720円の減で、前年度とほぼ同額の121万5,300円であります。以下省略します。

4ページをお開き願います。⑨、敬老記念品贈呈状況であります。満88歳と満100歳以上の方々に対しまして、前年度より10人少ない52人に記念品が贈呈となったところであります。

(2)、国保医療状況の①、各医療費支出状況では、会計区分ごとの扶助費等の費用をあらわしたものでございます。内容は記載のとおりでありますので、以下省略させていただきます。

5ページをお開き願います。(3)、各種検診状況と(4)、各種予防接種受診状況は、検診及び予防接種区分ごとの対象者数等を25年度実績と26年度9月末現在の状況をあらわしたものであります。ごらんいただくことにより、説明は省略をさせていただきます。

6ページをお開き願います。(5)、すこやか健康センター利用状況及び(6)、介護認定状況の②までにつきましても、ごらんいただくことにより説明は省略をさせていただきます。

7ページをお開き願います。③、要介護認定者状況では、平成26年8月末現在における認定状況を介護度ごとに在宅と施設入所者の人数をあらわしたものであります。要介護認定者は、394人となっております。

(7)、特別養護老人ホーム及び(8)、しあわせ荘短期入所生活介護につきましては、説明を省略させていただきます。

8ページをお開き願います。(9)、介護保険給付状況の①、居宅介護、居宅支援サービス費の26年度9月末実績では、前年度同期に比較しまして件数で793件の増の5,829件、支給額で2,137万1,116円増の3億1,996万9,859円となっております。

②、介護保険給付費等準備基金状況以下、9ページの(11)、緊急通報装置設置状況まで、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

次に、(12)、医師研究資金等貸し付けであります。平成26年度における4月から9月末までの貸し付けは8名で2,700万円、また償還免除は5名で900万円となっており、平成26年9月末現在の貸付額は4,100万円となっております。

(13)、助産師看護師修学資金貸し付けは、平成26年度における4月から9月末までの貸し付けは4名で120万円、平成26年度9月末現在の貸付額は240万円です。

(14)、助産師看護師修学基金につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、10ページをお開き願います。町民課について申し上げます。(1)、総合受け付け状況及び(2)、行政サービスコーナー利用状況につきましては、記載のとおり内容となっております。なお、行政サービスコーナーは、平成25年度末をもって閉鎖しております。

11ページをお開き願います。(3)、公営住宅管理状況、①、管理戸数及び入居状況の下段にあります空き家戸数は、平成26年9月末現在116戸で前年同期より13戸増となっております。

(4)の平成25年度集会所利用状況から(6)、霊園管理状況までの説明は、省略をさせていただきます。

(7)、ごみ収集業務委託状況の①、運搬業務委託料の契約額は、25年度実績額より市街地区で110万円、離島地区で各20万円増額となっております。これは、消費税率の改定により増額となったもので、合計契約額は5,220万円です。

次に、12ページの②、地区別ごみ収集状況につきましては、ごらんをいただくことにより、説明は省略させていただきます。

13ページをお開き願います。(8)、入浴割引券交付状況、(9)、海鳥保護基金状況につきましても説明は省略させていただきます。

(10)、北海道海鳥センター入館者状況であります。26年度9月末現在の入館者は前年同期に比較して55人減の1万8,020人で、平成9年度オープン以来の累計では33万7,102人となっております。

14ページをお開き願います。(11)、地方バス通学定期運賃補助金交付状況であります。26年度の通学対象者数21人に対して、定期運賃の額に100分の15を乗じて得た補助金額は90万円となっております。

(12)、平成25年度生活路線バス維持費補助金交付状況であります。羽幌町が関与する対象路線の補助金額のうち羽幌町の補助金交付額は、表の右下の合計460万6,000円となっております。

以下、(13)の交通対策事業基金状況から15ページの(15)、町内循環バスほっと号利用状況までの説明は省略いたします。

16ページをお開き願います。財務課について申し上げます。(1)、町税収納状況であります。9月末現在の収納率を合計欄で申し上げますと、現年度分と滞納繰り越し分の合計は63.26%で、前年度と比較し1.66ポイント上昇しております。

以下、17ページの(2)、保険税収納状況、(3)、税外収納状況の説明は、省略をさせていただきます。

18ページをお開き願います。(4)から(6)までの各基金、納付金状況は、説明を省略させていただきます。

(7)、契約状況の地籍調査事業、業務委託料の契約金額は2,257万2,000円であります。事業の施行面積は38.61平方キロメートルで、昨年度中央地区の調査が終了しましたことにより、今年度の本調査は朝日及び高台の各一部となっております。

19ページをお開き願います。出納室について申し上げます。有価証券及び出資による証券の保管状況であります。株券等は会計管理者において保管されており、9月末現在の合計額は5,314万4,000円で、前年同期と同額であります。

20ページをお開き願います。総務課について申し上げます。(1)、職員配置状況であります。表の右側の下段の合計欄に記載のとおり、定数160人に対して現員数は128人、定数外職員は106人の合計234人ですが、前年同期より現員数が1人減少しております。

以下21ページまでの各基金状況については、説明を省略いたします。

22ページをお開き願います。教育委員会所管であります学校管理課について申し上げます。(1)の奨学基金運用状況では、基金運用額は前年度と同額の1,472万円で、内訳は表の右側に記載のとおり、貸付金が534万4,000円、現金は937万6,000円であります。

(2)、私立幼稚園就園補助金交付等状況についてであります。①、補助対象園児数は6月1日現在、合計131人です。前年同期と比較し、藤幼稚園では2人増の31人、まき幼稚園では29人増の100人となっております。

②の補助金交付状況では、交付決定額は1,432万7,300円で、前年度より472万9,100円増加しております。

次の23ページ、(3)、スクールバス利用状況は、記載のとおり内容となっております。

24ページをお開き願います。(4)、小学校、中学校の現況についてであります。10月1日現在の児童数、生徒数を前年同期と比較しますと、羽幌小学校では321人で7人減少しておりますが、羽幌中学校では2人増加し、151人となっております。以下、説明を省略させていただきます。

25ページをお開き願います。社会教育課について申し上げます。(1)、郷土資料館入館状況、(2)、焼尻郷土館入館状況は説明を省略させていただきます。 (3)

の体育施設利用状況ですが、9月末現在では前年同期に比較し2万365人減の合計6万9,748人となっております。この主な要因としましては、昨年羽幌町で国体軟式野球大会北海道予選が開催されたことにより、各施設の利用者数が増となりましたが、今年度は大きな大会の開催がなかったことから、主な施設で昨年度と比べ利用者数が減となっております。

26ページをお開き願います。(4)、文化協会加盟団体状況、(5)、体育協会加盟団体状況であります。前年同期に比較して加盟団体数は1団体減の51団体であります。会員数は、文化協会で30人減の555人、体育協会は前年度同数の676人です。

(6)の中央公民館利用状況では、9月末現在1万9,332人で、前年同期より509人増加しております。

(7)、図書館利用状況は、記載のとおり内容となっております。

以上で平成26年度第2次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから監査報告の内容について監査委員に対して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 平成26年度定期監査報告(第2次)については原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第59号～議案第61号

○議長(室田憲作君) 日程第4、議案第59号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、日程第5、議案第60号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第6、議案第61号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長(熊木良美君) それでは、私のほうから、ただいま上程されました議案第59号について説明をさせていただきます。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

初めに、別に配付しております参考資料にて条例制定への背景、制度のポイント等を説明させていただきます。背景についてであります。平成24年8月に子ども・子育てをめぐる課題を解決するため子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が決定され、平成27年4月の施行が予定されたところであります。目的は、幼稚園等への入園待機児童の解消や少子高齢化問題を解消する手段の一つとして制定され、子供を産み育てやすい社会の創設を目指した法律の内容とされております。子ども・子育て支援制度の大きなポイントを述べますと、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供とする幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及、保育の量的拡大、確保とする待機児童問題の大きな要因として挙げられる保育施設等の量的な不足や質の向上への対応、地域の子ども・子育て支援の充実とする放課後児童クラブ、一時預かり、延長保育などの事業の拡充の3点などが挙げられています。この法律の施行により、新たに市町村の責務が発生することとなり、子供及びその保護者に必要な支援事業等を総合的かつ計画的に行うこと、子供及び保護者が支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行うこと、多様な施設、または事業者からの支援が総合的かつ効率的に提供されるよう提供体制を確保すること、以上から各事業運営に関する基準を3件の条例として提案するものであります。

なお、町内における該当既存施設を述べておきますと、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業関係の特定教育・保育施設では認定こども園・まきが、それから特定地域型保育事業関係、これは地域型保育給付費支給事業実施としての内容ですが、該当する施設は今のところありません。また、放課後児童健全育成事業につきましては、羽幌町留守家庭児童会が該当します。家庭的保育事業等につきましては、今のところ該当施設はない状況となっております。

それでは、議案に戻って説明をさせていただきます。平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、市町村が条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育を含む保育を提供しなければならないとされたことから、条例を定めるものであります。

ここで、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の区分について運営形態と利用定員関係に基づく規模を端的に申し上げさせていただきますと、特定教育・保育施設には施設型給付費の支給に係る事業を行う認定こども園、幼稚園、保育所が該当します。また、特定地域型保育事業には、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を前提として利用定員と運営形態により6つに区分され、1つ目が家庭的保育事業は利用定員の数が1人以上5人以下、2つ目が小規模保育事業A型は利用定員が6人以上19人以下の分園的な保育事業、3つ目が小規模保育事業B型は利用定員が6人以上19人以下の

一般的な保育事業、4、小規模保育事業C型は利用定員が6人以上10人以下、5、居宅訪問型保育事業が利用定員が1人、6、事業所内保育事業は企業等が雇用する労働者の監護する小学校就学前子供を保育するための保育事業の6つの形態がそれぞれ該当するものであります。

次のページをお開きください。各条文関係についてご説明します。最上段に条例名を掲げておりますが、その下段では目次を掲載しております。目次の関係におきまして条例の章及び節の構成を申し上げますと、趣旨、定義、一般原則を定める総則を第1章とし、第2章で特定教育・保育施設の基準を、第3章で特定地域型保育事業の基準を規定することとし、第2章と第3章についてはそれぞれ利用定員基準、運営基準、特例給付費に関する基準という3節を設ける構成により、全体を52条として調整しております。また、国は市町村が条例を定めるに当たりまして利用定員、子供の適切な処遇の確保、秘密の保持、健全な発達に関連するものにつきましては国が定める基準と同じとし、その他の事項については参酌可能とされたものの、国が示した内容に準じ、明文化しております。

第1章、総則の第1条から主な条文について、順に要約した内容を申し上げます。第1章、総則の第1条は趣旨、第2条は定義。

次のページに参りまして、下段、第3条は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に共通の一般原則。

次のページ上段、第2章第1節第4条では特定教育・保育施設の利用定員に関する基準関係、第2節第5条では各保育等開始の際における保護者への説明及び同意関係。

次のページ中段、第6条では利用申し込みへの対応及び申込者が利用定員を上回る等の場合の選考方法。

次のページ中段、第8条、第9条では支給資格等の確認、支給認定への援助関係。

次のページ中段、第13条では利用者負担額の受領に係る保護者からの法定代理受領処理及び利用者負担額への上乗せ徴収の対応について。

次のページ、第15条から1枚めぐりまして第19条では保育等に係る取り扱い方針、評価及び連絡、通知関係、第20条では運営規程の整備について。

次のページ下段に移りまして、第24条、1枚めぐりまして第25条では子供への差別、虐待の禁止について、その下段、第27条では秘密保持の遵守について。

次のページ中段に移りまして、第32条では事故発生時の対応等について。

次のページ上段に移りまして、第34条では保育等の提供に関する記録の整備及び保存期間について、第3節第35条及び第36条では特例施設型給付費に関する基準。

次のページ中段に移りまして、第3章第1節第37条では特定地域型保育事業の利用定員に関する基準。

次のページに移りまして、第2節第38条を明記していますが、第38条から第50条までは当該施設の運営に関する基準を説明しています。この部分につきましては、さ

きに説明した特例施設型給付費に関する基準、第2章第2節第5条から第34条の部分を条番号を変更した同じ規定内容のことから、省略させていただきます。

第38条の記載ページを含め5枚めくった中段をお開きいただきたいと思います。第3節、特例地域型保育給付費に関する基準、第51条をごらんください。第3節第51条及び第52条では、特例地域型保育給付費に関する基準を規定し、条文をまとめております。

次のページ上段に移りまして、附則について説明をさせていただきます。附則第1条、施行期日についてであります。この条例は法の委任を受けた基準であることから、根拠規定の施行日とされ、平成27年4月1日が見込まれています。

附則第2条、特定保育に関する経過措置につきましては、法附則第6条において特定保育、私立の保育所については当分の間、施設型給付費制度にかえて委託費の支払いとする経過措置に係る読みかえの規定となっております。

附則第3条、施設型給付費に関する経過措置であります。法附則第9条では、1号認定子供の施設型給付費の額については幼稚園に係る現在の国、地方の費用負担状況や都道府県間のばらつきを踏まえ、円滑な移行のために当分の間、全国统一費用部分、義務的経費と地方単独費用部分、裁量的経費の合計額とする経過措置に関する規定となっております。

附則第4条、第5条、利用定員、連携施設に関する経過措置につきましては、附則第4条及び第5条は小規模保育事業C型の利用定員や特定地域型保育事業の連携施設の確保について経過措置を設けるものです。

ただいまの説明を申し上げまして、条文の朗読は省略させていただきます。

以上であります。

次に、ただいま上程されました議案第60号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法の改正により第34条の8の2が追加され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされたことから、整備するものであります。

条例の構成は、法の改正により市町村へ委任された事務であり、基準省令を踏まえ、全体を21条として調整しております。また、国は市町村が条例を定めるに当たって事業の従事者及びその員数については国が定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については参酌可能とされたものの、国が示した内容に準じ明文化しております。

主な条文の要約した内容について申し上げます。第1条をごらんいただきたいと思います。第1条は趣旨、第2条は定義、第3条及び第4条は利用している児童への最低基

準関係を規定、第5条から第21条までの規定は改正後の法第34条の8の2により条例に委任された内容として、第5条は放課後児童健全育成事業の一般原則。

次のページ上段、第6条は放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、第7条は放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、第8条は放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上、第9条及び第10条は2ページにわたり、設備の基準、職員関係。

次のページ上段をごらんいただきたいと思います。第11条は利用者を平等に取り扱う原則、第12条から第14条は虐待等の禁止、衛生管理と運営規程、第15条は放課後児童健全育成者が備える帳簿。

次のページ上段、第16条及び第17条は秘密保持と苦情への対応、第18条及び第19条は開設時間と日数及び保護者との連絡、第20条は関係機関との連携、第21条は2ページにわたり、事故発生時の対応について基準を定めています。

続きまして、附則について説明をさせていただきます。附則第1条、施行期日についてであります。この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するとされ、平成27年4月1日が見込まれています。

附則第2条、職員に関する経過措置であります。本条は放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置として平成32年3月31日までの期間における要件を定めております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

以上であります。

3件目といたしまして、上程されました議案第61号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による児童福祉法の改正により第34条の16の規定が改正され、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされたことから、整備するものであります。

家庭的保育事業等には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が該当し、家庭的保育事業は利用定員が1人から5人以下、小規模保育事業A型は利用定員が6人から10人以下で分園に近い事業所、小規模保育事業B型は利用定員が6人から19人以下、小規模保育事業C型は利用定員が6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業は利用乳児の居宅において1人の家庭的保育者が1人の乳幼児を保育、企業等の従業員の子供及び地域において保育を必要とする子供に保育を提供する事

業所内保育事業として区分がされております。

それでは、次のページをお開きください。最上段に条例名を掲げておりますが、その下段では目次を掲載しております。目次におきまして構成等を説明させていただきますと、家庭的保育事業等に共通の基準を第1章の総則にまとめ、以下各事業に固有の基準を第2章から第5章まで順に規定し、全体を48条により調整しております。また、国は当該事業に係る従事者関係及び子供の適切な処遇の確保、秘密の保持、健全な発達に関するものにつきましては国が定める基準と同じとし、その他の事項については参酌可能とされたものの、国が示した内容に準じ明文化しております。

第1章、総則の第1条から主な条文について順に要約した内容を申し上げますと、第1章、総則の第1条は趣旨、第2条は定義。

次のページをお開きください。第3条及び第4条は利用している児童への最低基準関係、第5条から第21条までは家庭的保育事業等に共通の基準、第5条は家庭的保育事業等に求められる一般原則、第6条は保育の提供に係る連携施設の確保。

次のページ中段をお開きください。第7条は非常災害対策、第8条から次のページ、第10条は家庭的保育事業等の職員に求められる一般的要件、第11条、第12条は利用乳幼児に対する差別的取り扱いや虐待等の禁止、第14条から次のページ、第16条は衛生管理及び食事の提供等の基準、第17条は次のページにわたり、利用乳幼児及び職員に対する健康診断の実施、第18条から第20条は運営規程や帳簿の整備及び秘密保持。

次のページをお開きください。第21条は苦情への対応について定めております。

第2章第22条から第26条は、家庭的保育事業に関する規定であります。第22条は家庭的保育事業を行う場所の要件、第23条は配置すべき職員の基準と1人の保育者が保育できる乳幼児数。

次のページ、第24条、第25条は保育時間、保育内容の基準、第26条は保護者との連絡について定めております。

第3章、第27条から第36条は、小規模保育事業に関する規定であります。

第27条から第36条は、27条を含めた5ページにおいて小規模事業を保育所の分園に近い類型A型、家庭的保育とするグループ型小規模保育に近い類型C型、その中間的な類型B型の3類型に区分して定義し、各類型の特性に応じたそれぞれの固有の基準を定めております。各類型とも、事業所の設備、職員、保育時間、保育内容、保護者との連携、連絡について基準が定められています。C型については、家庭的保育事業に近い少人数を対象とする事業であることから、利用定員を6人以上10人以下とする規定を定めております。

なお、第30条、第32条、第36条は、関係条文の準用規定となっております。

次のページ、第4章、第37条から第41条は、居宅訪問型保育事業に関する規定となっております。

第37条では居宅訪問型保育事業者が提供する保育の内容、第38条では事業所の設備及び備品の基準、第39条は保育者1人が保育できる乳幼児数、第40条は居宅訪問型保育連携施設の確保を定めるほか、第41条は家庭的保育事業の基準の準用により保育時間、保育内容、保育者との連絡に関する基準を定めております。

そのページ下段から次のページ以降に第5章第42条から第48条は、事業所内保育事業に関する規定を明記しております。

第42条は、事業所内保育事業は事業所を設置する企業等の従業員の子供のほか、地域への保育提供が必須とされているため、利用定員の設定の際には事業所の利用定員に加え、地域の子供の定員枠を設定する規定を置いております。

第43条から第46条の4ページにおきまして、利用定員が20人以上の保育所型事業所内保育事業を想定し、保育所と同様の事業規模になるため、保育所との整合性を考慮した基準を定めております。

第47条、第48条は、利用定員が19人以下の小規模型事業所内保育事業について、小規模保育事業A型、B型との整合性を考慮した基準を定めております。

続きまして、次のページ上段の附則について説明をいたします。附則第1条、施行期日についてであります。この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するとされ、平成27年4月1日が見込まれています。

附則第2条から第5条の経過措置につきましては、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する基準に係る経過措置を定めるものです。

以上の説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

以上であります。

ただいまご説明いたしました3件、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第59号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 議案第59号についてなのですが、唯一町内では認定こども園・まきが該当する施設であるという説明が一番最初にあったかと思うのですが、今回の条例制定によって具体的に認定こども園まきが影響を受ける部分、あるいは何か変えていかなければならない部分、そういうものがあれば、ご説明をいただきたいと思います。なければ、ないで結構でございます。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

現在のところ、この条例に沿った内容ということになっておりますので、変更する箇所はないものと想定しております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 実際に事業を行っている認定こども園・まきと、条文の内容とか、その辺のすり合わせと申しますか、そういったことは今後行われてスムーズに内容を理解していただくということをやられるのでしょうか、その辺もお願いいたします。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

これらの基準等につきましては、国のほうではさきに案というような形で提示をされておりました。それを受けて、町が規定をしていく形で今進めております。そういうことから、まきのほうについてはこの概要については既に把握されているというようなことでありますし、現段階において今のところまきと改めて協議をするということは考えておりません。ただ、うちが制定したことによりまして、情報提供については行っていきたいということで考えております。

○議長（室田憲作君） 9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） 質問いたします。

羽幌には泉学園さん以外にもいろいろ施設あると思うのですが、この基準に合致しなくなった場合は運営できなくなるのですか、どうなのですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

いろんな運営形態がありまして、町内にも他の施設があります。これらにつきましては、先ほど申し上げましたこの基準に合致したことによって運営される場合においてはうちの基準を適用するということなのですが、それ以外にも民間の施設があります。そういう部分につきましては、今の段階においての運営でも構いませんし、新たに本町が規定しましたこの基準に基づく運営でも、どちらでも差し支えないというような形になります。あくまでも個々の施設の判断に委ねるようなこととなります。

○議長（室田憲作君） 9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） 今現在現存している恵留夢さんとかあるのですが、こちら辺の基準に合致させようということで補助金とかいろいろもろもろ要求あった場合の予算措置とかも考えていらっしゃるのですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

今固有の施設名が出されたのですが、固有の施設名にかかわらず、該当する施設が出た場合についてはその都度対応したいと思いますけれども、あくまでもこの基準に合致した内容で運営するかどうかというような部分はその施設におきます運営形態あるいは代表者の考えによるものということで考えております。そういうことから、それらに基

づきまして、この基準に合致し、認定を受けたというような形で想定するならば、当町のほうといたしまして必要な対応はする考えであります。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号 羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第62号

○議長(室田憲作君) 日程第7、議案第62号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長(熊木良美君) ただいま上程されました議案第62号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、引用する条文が繰り下げられたことから、改正するものであります。繰り下げられました理由につきましては、小児慢性特定疾病の定義に関する条文が新たに加入されたためであります。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料をごらんください。羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正条文を朗読いたします。羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例。

羽幌町子ども発達支援センター設置条例(平成18年羽幌町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附則、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから議案第62号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 羽幌町子ども発達支援センター設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号

○議長(室田憲作君) 日程第8、議案第63号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長(熊木良美君) ただいま上程されました議案第63号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第371号)の施行に伴い、平成27年1月から産科医療補償制度における掛金が見直され、現在の3万円が1万6,000円に引き下げられることとなっています。これによる被保険者の出産費用の負担軽減を図るため、減額による差額の補填分を出産育児一時金の支給額において39万円から40万4,000円へ引き上げ、現行水準の総支給額42万円を維持するものであります。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正条文を朗読いたします。羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町国民健康保険条例(昭和34年羽幌町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改め、ただし書きを次のように改める。

ただし、規則で定める場合には、この額に1万6,000円を加算する。

附則、施行期日、1、この条例は、平成27年1月1日から施行する。

経過措置、2、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第63号について質疑を行います。

6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 子供を産み、安心して育てるというのは、この町の町民みんなが考えていることで、安心してこの町に住みたいという思いがあるのだろうと思っています。また、出産、子育てというのはまちづくりの根幹を占めるものだと私も理解しているところなのですが、今回の出産一時金を1万4,000円ですか、上げるのには私も賛成するものなのですが、その中で今まで3万円を上限として加算したものが今回の産科医療補償制度によって1万6,000円となったと。現行ですと、町長が認めるときはということであったのですが、それがなくなって1万6,000円になったということなのなのですが、例えば我が町で3万円をそのまま3万円ということにはならないのですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

一応当町についても制度の利用というようなことで考えておりますので、それらを遵守した上で不足の部分をうちのほうが補填するような形で考えていきたいということから、今回の提案になったものです。

以上です。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 一時金が1万4,000円上がるのは私も大賛成なのですが、トータルとすれば、加算分が削減されて同じ金額が減額されるということで、改めて改正後では規則で定める場合にはとあるのですが、文言の部分なのですが、現行では町長が認めるときは規則で定めるところによりというふうになっている。要するに、規則で定めてあるということなのでしょうけれども、今後は改正後では規則で定める場合にはとあるのですが、これは改めてそういう規則をつくるということで理解していいのですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） この規則の関係で申し上げますと、既にこの条例の改正とともに規則についても審議し、この条例と同じような形で改正し、公布するような予定で今進んでおります。あくまでも定額の42万円を交付していきたいということから、そのような補填というような形で規則の改正を行っているところであります。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 全体として変わらないというのであれば、せっかく一時金のほうを上げるのであれば、この加算の部分も私はそのまま3万円を出してやったほうが受け取るほうにとってはありがたいだろうし、やはり安心して産んで、育ててもらおう。特に今羽幌町ではここで出産できませんから、どうしても遠出もしなければならないということ考えたときに、確かに産科医療補償制度の部分はわかるのですが、そ

れにプラス、我が町独自の制度としてそれにまたプラスしてトータルで3万円で合計で4万3千400円ですか、そういう方法があるのではないかと思うのですけれども、我が町独自でそういう加算した規則というのはつukれないものなのですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

これらの部分については、産科医療制度の中で決まっていることから、それをあくまでもうちのほうでは踏襲し、遵守するというような形で考えて今回の提案になっています。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 私の言うのは、それは制度としてわかりました。ただし、我が町は一生懸命子育てをしましょうよと、であれば現行にあったようにプラス我が町の制度として町長が認めた場合にはもう少し上乘せしようということではできないのでしょうかという質問です。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課国保医療年金係長、藤井延佳君。

○福祉課国保医療年金係長（藤井延佳君） お答えします。

ただいまの質問なのですけれども、出産育児一時金に関しましては国保以外の保険、被用者保険との兼ね合いもありまして、42万円という額はどの保険でも同じ額ということになっています。なので、健康保険法として支給する出産育児一時金として国保の場合単独で増額するということは考えられないと思います。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野直君） 形としては、名目としてはいろんな形があると思うのですけれども、町長どうでしょう、わずか1万4000円減額しなくても、そのまま、町長の方針として子育てに力を入れているのだから、別枠で出産したときに出しますよというものぐらいあってもいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 町長ということで名指しで質問になりましたので、ご答弁を申し上げます。

議員もご心配のとおり、これを直して3万円を上限にするという形は非常にいいなと思います。今担当職員が申しあげましたとおり、国保会計、その他の会計との整合性があり、過去よりこういった経緯できておりますので、ひとつご理解をいただきたいと

思います。

○議長（室田憲作君） 6番、磯野直君。

○6番（磯野 直君） 制度の話はわかりました。私が言っているのは、我が町として減額される1万4,000円の部分は別な形で出せませんかという、町長としてそういう方法はないですかというふうに聞いているのです。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） お答えします。

ありません。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） 冒頭の説明の中で、今回の条例改正というのは、産科医療補償制度の掛金の見直しで掛金が増額になると、それを埋めるために39万円を40万4,000円にするということでしたので、結局トータル42万円、変わらないということであると、本来のもとから比べると掛金の増額にかかわる増額になっていませんので、実質その部分とあわせると対象者に対しては減額になるのではないかと思います。その辺について確認したいと思います。

○議長（室田憲作君） 福祉課国保医療年金係長、藤井延佳君。

○福祉課国保医療年金係長（藤井延佳君） お答えします。

今回の改正につきましては、産科医療補償制度の掛金というのが減額になっておりますので、その部分1万4,000円が減額されたということですから、被保険者の負担にならないように本体部分に1万4,000円を上乗せしているということになっております。なので、従前の42万円と同じ額ということを支給するということになっております。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） わかりました。

それでは、本則のほうの39万円を40万4,000円に上げる理由はないのではないですか。もともとの部分でいっても何も変わらない。もらえる金額は変わらないわけですから、39万円から40万4,000円に関しては、掛金が減額になっている。私さっき逆さまなことを言ったと思うのですけれども、減額になっているのに一時金を40万4,000円にふやして、規則のほうで町のほうで足すという説明ですよね。そもそも39万円から減額になっているのに40万4,000円に上げる理由は何なのか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） この42万円の構成をちょっとお伝えさせていただきたいと思うのですが、今までは保険施行の一時金としては39万円が支出されておりました。それに加えて、産科医療制度の分ということで3万が加算されて42万円というふうなことで支給されております。今回の改正では、その3万円が1万6,000円にな

るということで1万4,000円減額になってしまいます。これによりまして、42万円だったのが1万4,000円不足になることから、39万円にその1万4,000円を加算し、減額となった1万6,000円を足した上で42万円にするというようなものであります。

○議長（室田憲作君） 1番、森淳君。

○1番（森 淳君） わかりました。冒頭の説明では、どうも理解できないのは、規則で定める側が下がるので、条例のほうの部分を上げておくのだという説明なのですが、これ普通からするとちょっとあり得ないような説明になっていないでしょうか。中身としては、トータルの話は藤井さんの説明でわかったのですが、今の後段の説明は前段の条例の提案理由の説明とは若干矛盾するような気がするのですが、私としてはちょっと理解できませんが、改めて答弁をお願いします。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

説明する部分においてちょっと私の言葉が足りなかったのかもしれませんが、その辺はおわびさせていただきたいと思いますが、提案理由の中で、産科医療制度における掛金が見直され、現在の3万円が1万6,000円に引き下げられるというような形になっております。それによって1万4,000円が下がってしまうため、その分を39万円に加算するというような形であります。提案理由の中で、掛金の見直しとあわせて出産一時金の金額を見直しするというような形になっております。掛金の見直しというのは、産科医療制度の3万円が1万6,000円に下げられてしまうというような部分の見直しであります。その補填というように、逆に出産一時金の金額を増額するというようなことの表現ということで書いたつもりでありました。ちょっと言葉あるいは表記についての不足ということで説明させていただきます。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 羽幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長(室田憲作君) 日程第9、議案第64号 平成26年豪雨災害による農地災害復旧事業の施行についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業課長、鈴木繁君。

○産業課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第64号 平成26年豪雨災害による農地災害復旧事業の施行につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本年8月4日から5日にかけて降り続きました豪雨により被害を受けた農地の災害復旧事業、これが土地改良事業ということになりますので、土地改良法第96条の4第1項の規定において準用する同法第88条第1項の規定により、災害復旧工事計画を定めるため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この災害復旧工事の予算につきましては、さきに議決をいただいておりますけれども、今回は土地改良法によりますところの工事計画を定める際のご承認という形になりますので、ご決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(室田憲作君) これから議案第64号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 平成26年豪雨災害による農地災害復旧事業の施行については原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長(室田憲作君) 日程第10、議案第65号 留萌地域電算共同化推進協議会の設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上 顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第65号 留萌地域電算共同化推進協議会の設置についての提案理由とその内容につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町において、電算共同化に関する事務を共同して管理し執行するため、別紙のとおり規約を定め、留萌地域電算共同化推進協議会を設置する。

平成26年12月25日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町において留萌地域電算共同化推進協議会を設置することについて協議したいので、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

現在の留萌地域電算共同化推進協議会、これは任意の組織でございますが、平成22年度に留萌管内7町村が効率的な電算システムの共同化を目指すため設立した組織であります。電算共同化は、構成町村の業務負担軽減を図るため、まずは現行のシステムが同じ町村同士が共同化してから7町村全体の共同化をする2段階方式による共同化を図り、第1段階の共同化は昨年度までに順調に達成することができました。第1段階の共同化が達成した昨年度からは、最終段階の7町村共同化に向けての業者選定を完了し、平成27年度本稼働に向けての作業を開始し、現在も移行作業が行われている最中となっております。

今回7町村が選定した共同システムは、自治体クラウド連携方式といったもので、安全性の向上や維持管理に係る経費の削減なども図られますことから、今後における各町村の事務効率化にも寄与するものと捉えております。こうした背景もあり、明年4月1日に予定しております本稼働後においても7町村での共同化組織による運用等が必要であると協議会において判断され、その形態については地方自治法に基づく組織となる新たな留萌地域電算共同化推進協議会として設置することになりました。

以上が本協議会設置に至る経過であります。

それでは、続きまして、協議会の規約についてご説明をいたしますので、次のページをごらん願います。この規約は、全6章から成る構成で、第1条から第33条まで条文がありますが、これからそれぞれの条における趣旨等を簡略にご説明を申し上げます。

留萌地域電算共同化推進協議会規約。

第1条では、協議会の目的を定めております。

第2条では、協議会の名称を定めております。

第3条では、協議会の構成町村を定めており、管内7町村で構成します。

第4条では、協議会の担任する事務を定めており、その内容は電算共同システムの維持管理や更新のほか、戸籍電算システムの維持管理の支援などが主な事務であります。

第5条では、協議会の事務所を定めており、業務を円滑に継続するためにも、現在の任意協議会と同じ場所が望ましいと判断し、定めております。

第6条では、協議会委員の組織及び役員を定めております。

第7条では、協議会役員の選出方法などについて定めております。

第8条では、協議会役員及び委員の任期などについて定めております。

第9条では、協議会役員の任務を定めております。

第10条では、事務局を協議会会長所在町村に置くことを定めております。

なお、第5条で協議会の事務所を羽幌町役場内に置く旨の定めをしておりますが、協議会の会長は関係町村長による協議が前提ではあるものの、これまで同様に羽幌町長が担う運用をしていくこととなっております。

第11条では、協議会事務局職員についての定めであります。従事職員は構成町村から選任します。

第12条では、協議会事務局職員の職務について定めております。

第13条では、協議会に必要な組織を設けるための根拠を定めております。

第14条では、協議会の会議の決定事項を定めております。

第15条では、協議会の会議の招集方法について定めております。

第16条では、協議会の会議の運営方法について定めております。

第17条では、協議会の中に置く関係町村の副町村長による幹事会の設置について定めております。

第18条では、協議会が第4条にあります担当事務を行う場合においては、関係町村の当該事務に関する条例等にのっとり、事務を進める定めをしております。

第19条では、協議会の経費の支弁方法の定めであり、毎年度開始前30日までに負担金を決定することにしております。

第20条では、協議会の歳入歳出予算について、関係町村の負担金等によるものと定めております。

第21条では、協議会の歳入歳出予算の調製について、その決定方法や会計年度を定めております。

第22条では、協議会の予算の補正について、その決定方法などについて定めております。

第23条では、協議会の出納及び現金の保管方法について定めております。

第24条では、協議会の出納員及びその事務などについて定めております。

第25条では、協議会の決算及びその認定方法などについて定めております。

第26条では、協議会が法人格を有しない組織であるため財産等の所有はできないことから、これらの事案が発生した場合には関係町村が協議し、それぞれが取得等を行う

ことと定めております。なお、取得あるいは施設の使用に当たっては、協議会が管理を行うことになっております。

第27条では、協議会が行う契約方法について定めております。

第28条では、協議会の財務に関する事務について、地方自治法に定める手続の例によるものと定めております。

第29条では、協議会の監査方法について定めております。

第30条では、各関係町村長の監視権について定めております。

第31条では、協議会の職務を行う際の費用弁償等について定めております。

第32条では、協議会が解散した場合の措置について定めております。

第33条では、協議会はこの規約のほかに必要な規程を設けることができる旨を定めております。

最後に、附則では、この規約の施行日及び平成27年度の予算における負担金の決定についての読みかえ規定を定めております。

以上が規約の概要であります。条文の朗読につきましてはこれまでの説明をもって省略をさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第65号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 留萌地域電算共同化推進協議会の設置については原案のとおり可決されました。

◎議案第66号～議案第69号

○議長（室田憲作君） 日程第11、議案第66号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）、日程第12、議案第67号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第68号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第14、議案第69号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,508万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,020万2,000円とするものでございます。

補正をいたします内容の主なものを申し上げます。歳出で2款総務費、一般管理費において804万6,000円の補正は、社会保障・税番号制度、いわゆるナンバー制度の施行に伴うシステム改修及びその負担金でございます。電算システムについては、現在共同化が進められておりますが、共同化されない健康管理システムなどについては電算会社との委託契約による電算システム導入委託料124万円の補正となります。また、共同化される住民基本台帳や税システムなどについては、留萌地域電算共同化推進協議会への社会保障・税番号制度システム改修負担金として680万6,000円の補正となります。財源につきましては、基本となる住民基本台帳及び国民年金システムなどは10割補助であり、その他のシステムは3分の2補助で、合わせて679万5,000円の補助となります。残りの125万1,000円は、一般財源となりますが、特別交付税の対象となっております。

次に、3款民生費、後期高齢者医療費において療養給付費負担金416万2,000円の補正は、平成25年度の療養給付費精算に伴う負担増と広域連合の保険料率算定誤りに伴う追加負担額でございます。財源につきましては、一般財源として前年度繰越金を充てております。

次に、11款災害復旧費において林業用施設災害復旧工事請負費852万円の補正は、本年8月4日から5日にかけて断続的に降り続いた豪雨により崩壊した林道中央小川線2カ所の復旧工事を実施するものでございます。財源につきましては、事業費の2分の1を国庫補助として426万円、災害復旧整備事業債として420万円、残り6万円は一般財源を充てております。

以上で一般会計の説明を終わります。次に後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明を申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ21万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,521万1,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で3款諸支出金において保険料還付金21万1,000円の補正は、後期高齢者医療保険制度の減額更正について期間制限の規定がなかったことから、遡及して減額する保険料が増加したことによる補正でございます。なお、平成27年度以降については、法改正により2年の期限制限が設けられております。財源につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合から同額収入となるものでございます。

次に、介護保険事業特別会計、保険事業勘定の補正につきましてご説明を申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ169万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,371万3,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で3款地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費において169万5,000円の補正は、認知症などにより判断能力が低下し、生活に支障のある人をサポートする市民後見人を養成し、住民の目線で生活を支える仕組みづくりを整備するための補正でございます。

内容をご説明いたします。消耗品費14万1,000円の補正は、研修案内文書等のプリンターインクでございます。市民後見人養成事業委託料145万円の補正は、市民後見人養成研修やセミナー開催に伴う委託料でございます。市民後見人養成事業備品購入費は、養成講座用ビデオカメラ購入費用でございます。

歳入につきましては、全額国庫補助金を充てております。

次に、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ142万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,942万5,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で2款事業費、下水道建設費において社会資本整備総合交付金返還金142万5,000円の補正は、平成25年度に実施したMICS処理施設整備実施設計事業において交付金査定後に設計変更が生じ、設計金額が減額となったことから、国庫補助金を返還するものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金金を充てております。

以上が今回補正をいたします予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明いたします。

11ページをお開き願います。一般会計の歳出でございますが、7款商工費、商工振興費において293万4,000円の補正は、ハートタウンはぼろの維持管理費の補正でございます。まず、光熱水費180万円の補正は、テナント分の電気料が当初見込みよりも大幅に増加していることに伴う不足見込み分の増額補正でございます。財源につきましては、20款諸収入において商業複合施設テナント負担分燃料費及び光熱水費として同額の180万円を計上しております。

施設設備改修業務委託料113万4,000円の補正は、ハートタウンはぼろの電力計の有効期限が満了となることから、その機器を交換するもので、その内訳は電力計11台、ガスメーター8台、水道メーター5台となっております。

次に、8款土木費、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金142万5,

000円の補正は、先ほど町長から説明のありました下水道事業特別会計の一般会計負担分でございます。

以上、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、私からの説明は終わらせていただきます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第66号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、歳入歳出一括して質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番(金木直文君) 歳出のほうで145万円と組んでおります市民後見人養成事業にかかわってですが、一般的に後見人といえば、その対象となる方の財産などを管理される方なのだろうと思うのですが、今回市民というふうについた名称の事業になりますので、どういう役目、どういう立場の人がこの市民後見人ということになるのか。今までこういう予算は計上していなかったと思うのですが、全額国からの予算で行われるということはわかりますけれども、その辺の説明をもうちょっと詳しくしていただければと思います。

○議長(室田憲作君) 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長(熊木良美君) お答えいたします。

この市民後見人制度につきましては、通常であれば後見人を選ばれた際、弁護士あるいは司法書士の方々になるところなのですが、近年高齢者の認知症あるいは障がい者、そして精神障がい者の方々における適正な契約ができないというような状況がふえてきております。そういうことから、この地方でいくと弁護士あるいは司法書士の方々が少ないというような部分において、町民から募ったの方々に対して講義、講座を開いて、そこで学習した方々にそういうような任に当たってもらうというようなことで進めるものであります。この内容につきましては、講習時間も50時間等を予定している部分があります。あくまでもその役割をなす方を養成していくというふうな事業の内容であります。

○議長(室田憲作君) 2番、金木直文君。

○2番(金木直文君) それで、委託ですから、どこかの事業者にお問い合わせをすることになるだろうと思うのですが、もう既にそういった動きはあるのでしょうか、ちょっと思いつく事業者といえば社協さんであったり、羽幌でいえば萌さんだったりというふうに思いますが、既にそういった事業者からこういうセミナーを行いたいとか、そういう養成の動きとかがあるのかどうか。委託をするわけですから、相手先を最初のうちに決めるのも町の事業としてはふさわしくないだろうと、いわゆる公募をする形になるのかどうか、その辺も含めて説明お願いいたします。

○議長(室田憲作君) 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

委託先といたしましては、これ国の制度の中で動いておりまして、その請け負える業者というのは決まっております。当町のほうで今考えているのは、東京大学政策ビジョンセンターということで、国が認定した団体と契約した後、その養成講座を展開していくというようなことであります。この予算通った後におきましては、住民の方々から参加者を募り、そして2月あるいは3月の期間において講義を開催する予定としております。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（室田憲作君） お諮りします。

ただいま町長から議案第70号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第

1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第70号

○議長(室田憲作君) 追加日程第1、議案第70号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長(駒井久晃君) ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ421万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,441万8,000円とするものでございます。

補正をいたします内容を申し上げます。歳出で8款土木費、道路維持費において修繕費421万6,000円の補正は、除雪用タイヤローダーのトランスミッション及びベアリングが故障し、今後の除雪体制に影響があることから、追加提案するものでございます。財源につきましては、一般財源として前年度繰越金を充てております。

以上が今回補正いたします予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長(室田憲作君) これから議案第70号について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算(第11号)は原案のとおり可決されました。

◎発議第10号

○議長（室田憲作君） 日程第15、発議第10号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思えます。なお、派遣する議員については、案件を勘案の上、その都度議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第11号

○議長（室田憲作君） 日程第16、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事項調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎閉会の宣告

○議長（室田憲作君） これで本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、平成26年第10回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午後 1時13分）